

自治体首長様

靖国神社国営化阻止道民連絡会議

代表 浦 瀬 佑

札幌市中央区南 4 条西 4 丁目

日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書

過去、近代日本は、欧米列強と対峙し、神権天皇制帝国主義の下で軍国主義をおしすすめ、台湾と朝鮮の強制併合という植民地化を行い、さらに日中戦争そしてアジア太平洋戦争への道をすすみました。この日本軍国主義が起こした戦争が、アジア太平洋の人々にどれほどの被害をもたらしたかを誠実に検証し、同じ過ちを繰り返さないための歴史認識と平和政策に基づいた政策を確立することは、今日の日本の最重要課題ですが、今日の日本の政治は、これとは逆の動きになっていると言わざるを得ません。

1966年、当時の政府・自民党は神話をもとに旧「紀元節」にあたる2月11日を「建国記念の日」として強引に復活させました。これは、大日本帝国憲法下で、絶対服従を強いられ、侵略戦争に駆り立てられ、靖国神社に神として祀られることにより、戦死は偉業として称えられるという「失われた命に対する悲しみから喜びへ、不幸から幸福へ」という「感情の錬金術（高橋哲哉『靖国問題』）」によって国民を欺瞞した論理へと導いた軍国政策への回帰の第1歩でした。これに対し私たちは再びこのような道へ歩みだすことがないように、日本国憲法で保障されている「平和主義」、「思想・良心の自由」、「信教の自由」などを守る立場から靖国神社国営化や首相の公式参拝、紀元節復活に反対する運動を続けてきました。しかしながら、今この国は、平和主義、国民の知る権利を無視し、沖縄における軍事基地の拡大・強化、日米同盟による日本の軍事強化、核戦争に繋がる原発の推進、学術会議の委員選任に関する政府権力の介入、教科書問題にみられる歴史改ざん、新学習指導要領などによる国の教育に対する介入の一層の強化、国家主義の押しつけなどがすすめられ、敵基地先制攻撃が防衛政策として採用されそうになっています。しかもこのために、自公政府は、いわゆる防衛3文書の改訂を行い、ロシアによるウクライナ侵入を契機として、閣議決定によって、憲法が禁じている『武力による国際紛争の解決』を図ろうという意思をあからさまに示してきています。

戦後79年我が国はただの一人も戦争により、外国人を殺しておらず、ただの一人も戦死者を出していません。この平和を願う日本国民の意思は、憲法9条の意味が大きく働いており、この平和主義は、平和憲法と共に、今後とも守り抜かなければなりません。今私たちが開催している「紀元節復活反対 2.11 道民集会」は、「建国記念の日」の復活、そして1969年に国会に提出された「靖国神社国営化法案」（1973年廃案）という軍国主義復活の動きに対抗して生まれた集会です。

自治体は、住民にとって最も近い民主主義を実践させる機関です。自治体は、憲法に則り、主権者の声に従って人権を守り民主主義を実現するための機関であり、人権と平和のとりでです。その観点から、私たちは以下のことを要請します。

<要請事項>

1. 憲法の改悪に反対を表明し、憲法を遵守すること。
2. 憲法に定められている「思想・良心の自由」「信教の自由・政教分離の原則」を厳守すること。
3. 自治体主催で、特定の宗教による戦争犠牲者追悼集会を行わないこと。
4. 特定の宗教行事に首長・議会議員・公務員などが公的な立場で参加したり、玉ぐし料の支出を行ったりしないこと。
5. 靖国神社・護国神社などへの補助金の交付を行わないこと、また自治体職員に神社参拝や遺族の引率をさせないこと。
6. 自治体の所有する土地を特定の宗教団体に提供したり、貸し出したりしないこと。
7. 公的機関・公的行事に「日の丸・君が代」の強制を行わないこと。また教育現場への押しつけを行わず子どもの願いに沿った式典を実現すること。
8. 自治体において天皇の歴史支配を意味する元号使用の強制を行わないこと。
9. 議会において特定秘密保護法、安保関連法及び共謀罪（テロ等準備罪）を廃止することを求める意見書を採択し政府・国会に送付すること。
10. 教科書の採択にあたっては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を定めた憲法の三大原則にかなっていることを基準とすること。
11. 市民団体が企画する憲法や平和を考える集会の公共施設等の会場使用拒否は、憲法の保障する集会の自由を不当に制限するものであり、絶対に行わないこと。